

（午前9時32分 開議）

○議長（岡 弘悟君）ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において10番 森下君、19番 小西君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡 弘悟君）日程第2 一般質問を行います。

順番13、11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、一項目め、GAPについて。

前回の議会で4番議員も有機農法のところでGAPに触れられておりました。また関連するところもあるかと思えます。

GAPは農業生産者が安全で持続可能な農業を実践できる一つの手段として、また、トレーサビリティ担保による消費者等への信頼性・透明性確保の手段として活用されている。

また、国際基準であるG-GAPには国内では自治体に直接携わることはなく、主に生産者組合やJA等が窓口となっているところが大半である。こと本市に目を移すと、さま

ざまなGAPについての情報を持っている農業生産者が少ないと感じられる。

そこで、今後の本市の農家の所得向上や新規就農支援の一環として、また、耕作放棄地解消の一助になる可能性が高いGAP制度について、本市の考え方について問う。

2、滞納整理について。

何度も一般質問をしてきた滞納整理について、仕上げの意味も込め、債権回収対策室設置による成果と今後の課題について、以下の質問を行う。

①債権回収対策室設置前の私債権滞納額と設置後の滞納額の推移について。

②市営住宅家賃や住宅新築資金貸付金、上下水道料金、給食費、保育料について、債権回収対策室設置により、現年度徴収率と滞納額にどのような効果があらわれたか。

③市営住宅の保証人や住宅新築資金貸付金による保証人及び担保の置き替えの進捗について。

④市営住宅の集約するための一つの手段として家賃補助を提案してきたが、その進捗について。

⑤悪質な滞納者には名寄せや遅延損害金等の罰則をと何度も提案してきたが、その進捗は。

⑥強制徴収公債権の財産調査や私債権の債務名義取得が行われない理由は。

⑦強制徴収債権だけでも税との一本化をすべきと提案してきたが、どのように考えているか。

⑧債権回収対策室が今年度で目途であった3年を迎えるにあたり、今後、各課でどのような対策を行うか。

以上、壇上からの質問を終わります。明確

な答弁をお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君の質問項目1、GAPに対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（笠原英治君）登壇〕

○経済推進部長（笠原英治君）おはようございます。

GAPについてお答えします。

GAPは農業生産工程管理、または、適正農業規範を意味するGood Agricultural Practiceの略称で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための工程管理等の取り組みをいいます。また、GAPは取り組みだけではなく、第三者による認証制度があり、一般財団法人日本GAP協会が運営するJGAP及び、ASIA GAPやドイツの非営利組織フードプラスが運営するGLOBAL GAPなどがあり、取引先や消費者が直接確認できない安全管理などの取り組みを、第三者が審査して証明することで農家の見える化が実現し、生産した農産物が取引上選択されやすくなったり、消費者に安心してもらえるとといったメリットがあります。

特にGLOBAL GAPは世界100カ国以上で採用されているGAPの国際基準となっており、生産した農産物を輸出する場合などには非常に有効な認証だといえます。

しかしながら、本市においては認証取得に対し数件の経営体が検討しているにとどまっております。県内においても数件の認証取得しか報告されていません。

原因としては、議員のご指摘のとおり、GAPの認証取得に関する情報がまだ農家に対し十分伝わっていないこと、伝わっていたとしても、多大な労力と経費が必要と言われるGAP認証取得に農家が消極的であると推測されます。

本市としては、GAPを農家所得の向上など就農支援施策に有効なツールの一つと考え、まずは本市ホームページ等を活用し、GAP認証取得方法や取得のための国や県などの助成制度に関する情報を発信していきます。

その上で、前向きな農家や団体に対し直接聞き取りなどによる意向調査を行うとともに意向が確認できた場合には、認証取得業務や経費を軽減できる団体単位での認証制度の活用に向けた働きかけを行い、専門性の高い部分については県やJAなど関係機関と連携しながら必要な支援を行っていきたいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

今、聞きたいことをほとんど言うてくれたんですけども、まず、やっぱり、GAP制度、あまりにもちょっと伝わり切れてないのかなと。よその団体なんかでありますと、恐らく日本でまだ自治体がかかわってG-GAPまで行ったというのは1個だけやったと記憶しておるんですけども、そこなんかやったら、やっぱり、自治体が直接かかわっているわけではないんですけども、側面から応援していつている。一番しんどい書類関係であったりという協力もされているようです。

GAPそのものは、水耕栽培のほうはまだやりやすいという話は聞いたりするんですけども、普通の土壌、土でやる場合は、土の成分調査とかがかなり時間もかかるし、そしてまた費用もかかる。恐らくG-GAPやったら初年度400万円ぐらいの初期登録費用、2年目以降で200万円かな、かかるというふうに聞いております。

橋本市を見てもみますと、やはりどうしても

農業をされる方の年齢が高齢化していている、また、新規就農者の支援等もありますけれども、どうしてもお金の部分、自分の手取りの部分でしんどいというのをよく聞きます。橋本市が将来、市長も前からよくおっしゃっています、橋本市を日本、世界へ売っていくんやという一つの手段としてこのGAPが浸透すれば、市が直接かかわるとかではなくて、もっともっと市の認定農業者とか農業法人の方に浸透して、その中で、例えば、団体ができて、うちらこんなやりたいんやけど、橋本市って協力してもらえるんやろか、そのような動きになったら、本市の農業が少しずつ変わってくるのではないかというふうに考えております。

そこで、1個だけちょっと再質問させていただきたいのは、先ほども言いましたとおり、GAP取得には書類関係とかさまざまな膨大な資料等をつくらんなん仕事があるんですけども、市としてそんな団体がもし将来出てきた場合に、どのような支援がやれるのかどうか、やれるんやったら、どのような支援の方法があるのかというのを教えていただければありがたいです。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）壇上でもお答えしましたが、現在のところ十分ではありませんが、今後この制度に関しての情報発信や農家の相談を受けるのは当然ながらやりますし、認証のための書類作成の補助などの特に事務的部分について、しっかり支援やっていますので、そういうふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、滞納整理に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）滞納整理について

お答えします。

まず、一点目の、債権回収対策室設置前の私債権滞納額と設置後の滞納額の推移についてですが、債権回収対策室設置前の企業会計を除く私債権の平成26年度の滞納額は5億5,603万6,000円で、平成29年度末での滞納見込み額は3億6,184万3,000円となります。

次に、二点目の、各債権の現年度の徴収率と滞納額についてですが、市営住宅家賃については平成26年度の現年度徴収率96.5%、滞納額5,477万2,000円で、平成29年度末の見込みでは、徴収率98.6%、滞納額3,592万3,000円です。

次に、住宅新築資金等貸付金については、平成26年度の現年度徴収率71.7%、滞納額3億3,078万円で、平成29年度末見込みでは、徴収率76.8%、滞納額2億5,204万2,000円です。

次に、上下水道料金についてですが、まず、上水道料金については、平成26年度の現年度徴収率99.1%、滞納額3,073万8,000円で、平成29年度末見込みでは、徴収率99.3%、滞納額2,016万円です。

また、下水道料金については、平成26年度の現年度徴収率99.2%、滞納額578万7,000円で、平成29年度末見込みでは、徴収率99.5%、滞納額482万8,000円です。

次に、給食費についてですが、平成26年度の現年度徴収率99.7%、滞納額264万4,000円で、平成29年度末見込みでは、徴収率99.5%、滞納額338万3,000円です。

次に、保育料についてですが、平成26年度の現年度徴収率98.8%、滞納額1,923万1,000円で、平成29年度末見込みでは、徴収率99.0%、滞納額1,092万1,000円です。

債権回収対策室設置前である平成26年度決算と平成29年度決算見込みでの徴収率、滞納額を比較すると、現年度徴収率は6債権中5債権で増加し、滞納額は6債券中5債権が減

少しており、効果は現れていると考えます。

次に、五点目の、名寄せ及び遅延損害金等の進捗についてですが、全債権における名寄せはシステム構築等の問題から実施していません。しかし、債権回収対策室へ移管のあった債権については、他の債権所管課へ重複滞納がないか照会し、重複があればまとめて対応することとしています。

また、遅延損害金等については、納税課において税等の一部の強制徴収公債権の延滞金を徴収しており、債権回収対策室に移管になった債権についても延滞金及び遅延損害金を請求しているところです。

しかし、納付者間の公平性、期限内納付の促進の観点から、橋本市債権回収対策本部会議において、今後、市として遅延損害金等を請求していく方針を決定しており、平成31年4月からの請求を目標とし、利率や請求の方法等、ルールづくりを進めているところです。

次に、六点目の、財産調査や債務名義の取得が行われない理由についてですが、債権回収対策室では、移管を受けた強制徴収公債権については、財産調査を実施の上、財産があれば滞納処分を実施し、私債権については法的措置による債務名義を取得し、強制執行による回収を行うところですが、移管ケースが少ないことや債務名義取得前に一括弁済されることもあり、現状は訴訟上の和解によるケースに限られています。

次に、七点目の、強制徴収公債権の税との一元化については、システム構築や人的な問題から、滞納となった全ての強制徴収公債権の一元化は困難ですが、事務の効率化等を考え、督促の実施等、一定の要件を満たす回収困難案件の財産調査及び滞納処分の業務について納税課へ移管し、実施していく方向で考えています。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）皆さま、おはようございます。

三点目の、市営住宅や住宅新築資金貸付金による保証人及び担保の置き替えの進捗についてお答えします。

市営住宅については、平成26年度の収入申告にあわせ調査票を送付し、変更が必要な場合は手続きの説明を行い、変更できるものについては新しい連帯保証人を設定しています。また、平成29年度には滞納者の連帯保証人について重点的に所在調査を実施し、滞納額の通知を行いました。連帯保証人が死亡している場合は相続人に対して通知したことで、相続人から名義人に対し、連帯保証人の変更について働きかけがあったようです。

名義人は連帯保証人が死亡した場合、速やかに新しい保証人を設定する必要があることから、今後も滞納者について同様の調査を実施し通知するとともに、その他の入居者に対しても規則について周知を図っていきたいと考えています。

住宅新築資金貸付金については、平成27年度より連帯保証人の所在調査を随時行い、連帯保証人が死亡の場合は相続人についても調査を行っています。債務者から完済が見込めないものについては連帯保証人の相続人に対しても滞納額とあわせて連帯保証人の相続人となっていることも通知しています。

本来、債務者には、連帯保証人が死亡した場合、債権者への通知の義務はありますが、変更については必要としていません。担保についても契約時に連帯保証人とあわせて設定しており、価値のある担保への置き替えについて現在まで実施事例はありません。

四点目の、市営住宅を集約するための家賃補助についてお答えします。

現在、市営住宅は、橋本市営住宅長寿命化

計画に基づき、老朽化した団地の用途廃止を行い、将来必要と見込まれる目標供給戸数への削減をめざしています。当面は管理継続する団地の空き住宅を活用し、用途廃止に伴う住み替えを進めるため、今後、関係者に対して説明会や意向調査を行う予定です。

議員ご提案の家賃補助についてですが、今後、説明会や意向調査の中で要望があった場合などには検討が必要と考えております。

なお、平成30年4月に同計画を改定しましたので、今議会の経済建設委員会で報告させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）おはようございます。

八点目の、今後、各課でどのような対策を行うかについてお答えします。

平成27年12月に債権回収対策室を設置し、速やかな滞納処分による回収困難事案の解消と債権回収・管理のノウハウの蓄積、債権所管課への指導・助言及び相談等を実施してきました。また、平成28年1月には債権回収マニュアルを策定し、債権所管課の職員に対する研修会の実施などにより、ノウハウの蓄積に努めてきたところです。

債権回収対策室につきましては、本年度末で廃止する予定ですが、それまでの間は引き続き債権の適正な管理を継続していくために、適正な事務執行、適切な時効管理、法的措置の検討等について債権所管課への指導・助言を継続してまいります。

債権所管課においては、債権回収マニュアルに基づき、これまでの蓄積されたノウハウをもって回収困難事案の解消と新たな未収金の発生の抑制に取り組みます。

また、七点目でお答えしたように、全庁的な債権回収の推進に向けて、来年4月からは

税と強制徴収公債権は一元徴収の方向で進め、その他の債権については、今後も回収困難事案の解消と債権回収・管理に関する指導・助言等を行う必要があるため、債権回収対策室が廃止された後もその業務を引き継ぐ部署を検討していきます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君、再質問ありますか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

債権回収対策室ができて、最初の段階で約2,000万円ぐらいかな、もう積み残しで、本来時効になったり、それこそ不納欠損で落とさんなんようなやつ残っていたのが消えたのかなというふうに思っておりますし、その辺の効果というのはすごいありがたいと思っております。

ちょっとこれ、いろいろ関連するがあるので、順番が入れ替わったりするので、済みませんが、よろしく願いいたします。

まず、一つ目、市営住宅関係でお伺いしたいんですけども、昨日、9番議員も一般質問をされておりました市営住宅の滞納等についてなんですけど、もしお答えができるのであれば、数字的な部分、例えば個人の上位いくつとかいうのを数字的に教えていただけるのであれば、よろしく願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）誠に申し訳ございませんが、個人が特定される可能性がございますので、このたびは控えさせていただきますと思います。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）合計で約3,590万円という数字もいただいております。実際やはり、今、恐らく相当な個人の滞納額、一人ひとりあるんだと思うんですけども、きのうも9

番議員の答弁で、きっちりと督促とか催告もやっていっている、保証人にも通知もやっているという話がありましたけれども、実際、そこから先を今後、特に額の大きいものについては、訴訟等もいろいろ入ってくる可能性もあると思うんです、請求した場合。

今後の対策として、原課ですのか、今やったら債権回収対策室ありますけれども、そのあたりについて、支払い督促等の法的措置も考えていっているのか、また、場合によっては債権回収対策室への移管等も考えていっているのか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）今の実情は、本当に建設的というか前向きに取り組んでおります。それでいろいろ、きのうの9番議員に対する答弁でも、今も答弁させていただいていますが、いろんな取り組みをして、もう結果が出ている実情ですので、今の形で継続して取り組んでいきたいと。そして、行き詰ったら、また次の方法を考えるというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）それはそれで、よろしくをお願いします。

ただ、行き詰まる前に次の方法も考えとかんと、結局こういうのって時効とかもあるものですし、過去にも連帯保証人への連絡遅いやんとかといろいろそういうのもありましたので、やはり同時並行して、特に今、債権回収対策室があつて弁護士もいらっしゃるので、相談業務はきっちりと、並行してやっていっていただきたいというふうに考えます。

今、担当課、あそこすごい書類関係も細かくチェックしてくれていて、次の住宅新築資金貸付金のほうでもまた言うんですけども、

相当細かい書類関係というのをやっていたいておりますので、そこは大丈夫だと思っておりますけれども、並行してよろしく願いいたします。

次に移ります。

民法が改正されます。今ある私債権、特に給食費であつたり水道使用料、上水道のほうの時効が、今、2年なんですけれども、これが5年になります。そこで、お伺いしたいのが、恐らく悪質な滞納者というのは2年でも5年でももう一緒やと思うんです。滞納するであろうと推測されるんですけども、その中で、債権管理課、原課としては、やはり2年の分と5年の分が一時混在する中で、その処理一つを間違えますと、たちまち請求権を失ってしまう。場合によっては地方自治法に抵触する可能性もあるんですけども、これ、とりあえず上水道のほうで聞こうかなと思うんですけども、対策、どのように引き継ぎをしていくのか、今後、引き継ぎ、そしてまた、システムの何か構築しなければならないのか、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）おただしにお答えいたします。

議員おただしのとおり、民法の改正により、水道料金の消滅時効期間が平成32年4月1日から5年間になります。債権管理については、料金システムとは別に、職員が作成する債権管理データにより時効管理を行っております。そのため、法改正における対応についてシステム変更は不要であり、また、情報収集に努め、事務引き継ぎを確実にやり、遺漏なきよう準備してまいりたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）ほんまにそこ、2年と5年って、結構、混在したときに、あつと言

ったときにもう終わってしまう可能性もあるので、これは上水道だけじゃなくて給食も一緒なんですけれども、よろしくお願ひいたします。

次、お伺ひしたいのが、給食費の滞納額が、平成26年度の段階では各学校で集めてくれたんかな、なので、あるんですけれども、その後、引き落としに変わってから、平成27年度が98.64%の354万円、平成28年度が98.71%の327万円、平成29年度見込みで338万円というふうになんて増えてきておるんです。生徒数も減っていつている中で、増えていったところにどのような問題が考えられるのか。

徴収率そのものは、恐らく橋本市というのはよその自治体と比べても、これは全てなんですけれども、いいほうだと思ふんですけれども、ただ、ちょっと増えてきている、何か理由があるのか、そこをお伺ひしたいです。

○議長（岡 弘悟君） 教育部長。

○教育部長（曾和信介君） おただしにお答えします。

議員、今おっしゃっていただいたように、平成26年度までは各学校及び給食センターで徴収を行ってございました。平成27年から、新たなシステムの導入、それから、規則の改正がございまして、月額徴収となりました。

そういうこともございまして、学校で徴収しておれば、いろいろ教職員の方のご負担とか、また、保護者にとっても学校の先生から言われたら納めるというか、のようなところもございまして、若干、おっしゃったとおり、増えてはきてございます。特に、滞納分が平成28年につきましては169万円が、今回で、平成29年度で200万円というふうになってございます。

なかなかそれぞれの理由がございまして、一概にこれが原因というのは申し上げられませんが、徴収についても取り組みの強化はも

っとしていかないけないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君） 11番 田中君。

○11番（田中博晃君） さまざまな理由があるということで、1件1件の個別の案件について追及するのは、その気はないんですけれども、やはりそういう事実があるということで、これは給食センターもそうですし、教育委員会としても取り組んでいかなあかん内容のかなというふうに思っております。

そこで、もう一点お伺ひしたいのが、前回の質問で、平成31年4月から、滞納システム等も含めて給食センターに移管していくということだったんです。その中で、できることについては平成30年度から準備も含めてやっていくという答弁いただいております。

その答えをいただきたいんですけども、これももう私個人で、組織のことなのであんまり言うたら怒られるかもしれへんのやけども、もう今、私は、教育委員会、学校総務課で実際、集金業務、違う案件やっていますよね。そこでひょっとしてやったほうがうまいこと回るんちゃうんかなというふうな思ひは持つておるんですけれども、センターでされるということなので、今からの1年間の準備というのかな、そこをお伺ひしたい。

特に、契約業務、来年度の契約。新たな契約というのか同意書をもらうのが12月ぐらいから始まってくるかと思ひます。そのあたりも含めて、どのようにうまいことシステムを移行していけるのかという部分と、今できることは何かということについてお伺ひします。

○議長（岡 弘悟君） 教育部長。

○教育部長（曾和信介君） 学校給食費の徴収につきましてお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃったとおり、今、徴収業務は組織的には学校教育課、それから、滞納

分については給食センターで行ってございます。先ほど申しました平成27年のシステム導入時にそういう割り振りで行ったという経緯がございます。平成31年4月からは新給食センターになって、今までの高野口、それから橋本に分かれていた業務が一本化になるということもありまして、平成31年4月からは給食センターで行っていきたいと考えてございます。

議員おただしのとおり、給食事務について、組織的には学校教育課で行っていたり教育総務課で行っていたり、それから、給食センターで行っていたりと各市ばらばらで、大きい市でありますと、その専門のセクションがあるというようなところもございます。そういうことで、平成31年からは給食センターで行ってまいりたいと考えています。

それから、今年度できるだけ前倒しでできる作業といたしますか準備といたしますか、につきましては、新給食センターが9月1日から開業いたします。新年度のお子さまの入学等の書類等につきましては、10月以降、学校給食申込書も含めて、さまざまな手続きをしていただくようになると思います。そういう事務につきまして、給食の口座引き落としの口座の入力ですとかにつきましては、今現在、学校教育課で行っておりますので、そういう業務と一緒に給食センターの職員がやって、そういう準備を、来年からの準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）給食センターの職員さんって人数いてないので、もしかしたら9月になって人増えるのかもしれないですけども、そのあたり、やっぱり今、ほぼセンター長がやっている状態というのがどうなのかなというふうに感じますので、人のことは言え

ないですけども、そのあたりもやっぱり配慮していただきたいなというふうに考えております。

実際、債権回収対策室に今の段階で移管されていなかったら、ここから先、書類上の手続き等を考えていった場合に、先ほど総合政策部長の答弁にあったとおり、廃室になるということになったら、今後、債権回収対策室がなくなったときに、仮に変なタイミングで移管されたら、ただ訴訟に移ってしまったとかになった場合、この辺の対応ってどうなるのかなというのがすごい気になります。

もうこの段階で移っていない債権というのは、これはもう債権管理課、原課のほうでほぼ回収できると考えていいんですか。いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）そういうふうなことで、移管されて長期にわたるケースもありますので、できるだけ早い時期に債権回収対策室に移管するよう、この3月から文書通知、それと、4月、5月の部長連絡調整会議で依頼をしたところです。

それにもかかわらず、債権回収対策室が廃止前に移管というようなケースもあるかと思うんですけども、それにつきましては、新しい部署を設置する予定ですのでそちらのほうで引き継いで、引き続き事務手続き、法的措置等をやっていくことになるかと思えます。

仮に新しい部署がそういう体制でない場合は、原課のほうに戻してというようなこともあるかと思えますけれども、基本的に新しい部署でそういった法的措置をやっていくことになるかと思えます。

それと、今、移管されていない案件について回収可能かどうかということですけども、移管されていない債権の多くは分納誓約とかそういう形で納付されているものが多くなっ

ております。それと、債権回収対策室への移管基準がありますけども、それに満たない案件であるとか、例えば、現在、回収に努めている案件であるとかそういうふうな部分もあると思いますので、全て原課において回収できるかという、それは難しい案件もあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）確かに分納とかでやっけていけるのはええんやけど、分納の期間も極端に長かったりして、実際どうなんやろというのもあるので、そこってやはり債権回収対策室からきっちりと指導して、これってもう一回考え直したほうがええんちゃうんかいというの、もちろん、債務者は払う意思があって分納をやっているんですけども、ただ、普通に考えてちょっときつくないかというの、これは債権回収対策室があるうちに債権回収対策室のほうからきっちりと指導するという必要もあると思います。

また、中には、給食の以前のやつもありましたけれども、学校で給食やっているときは同意書をとっている学校、とっていない学校というのがあって、結果的に不納欠損をせざるを得ないと。今もほかの部分でもありますね。ですから、そういうのもあるので、それ以降の分についてはきっちりとやってくださっていますけれども、やはり書類の精査というのは大変重要なので、そこは債権回収対策室として、今の段階でももっともつとつと指導を原課のほうにやっていっていただきたいと思います。

私債権の部分で少しお伺いしたいんですけども、担当の部署なのか係なのかができるということなんですけど、ここがちょっと私がよくわからなかったのは、例えば、原課のほうで債務名義として強制権を持った場合は、これは納税と一部強制公債権は一本化すると

いうのと、これ強制権を持ったら、そっちへも持っていけるのかなという気もするんですけども、そのあたりはどのように現時点ではお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）納税課へ移管するのは強制徴収公債権に係る部分ですので、そういう部分の財産調査でありますとか滞納処分について納税課に移管するというので、それ以外の債権については納税課には移管しません。新しい部署にそういった部分を任せるか原課でやるか、どちらかになるかだと思います。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）特に、やっぱり原課がもうちょっと、というか、結構、原課のほうで頑張っていたかなければならない。古い債権もあるので、今の職員にというのも少しかわいそうな部分もあるんですけども、そこはやっぱり原課のほうで頑張っていってもらわなあかんし、強制権を持つというたら、今やったら保育料であったり下水道であったりというのがありますので、そのあたりの契約書の見直し等もきっちりとやって、本当に滞納があった場合にちゃんと移せるのかどうかというのは原課のほうで対応してください。お願いします。

次、住宅新築資金貸付金についてお伺いしたいんですけども、今、かなり書類関係の整理もされております。その中で、例えば、莫大なというたらええんかな、何十年もかかるような分納誓約を今やっているのもあるんです。これを市としてどのように考えているのか。これ平成33年で一般会計へ繰り入れになるんですけども、実は、それまでにある一定の条件がそろえば、不納欠損処理した場合に、国なら3分の2、県なら2分の1、補助金で入ってきます。

市として、確かに相手が支払う意思もあって、こつこつ返して下さっているけども、そこまでついていくのか、いや、もう書類も全部そろっている、どない考えてもこれは全て回収するのは不可能だろうというのがあるというふうに聞いておるんですけれども、そこを、もう政策として、幹事会なのか対策会議なのかで方向性を決めて、これはもう不納欠損にしようと、ほかにある悪質の滞納者のところを集中してやっていこうとかという、そういう方針を出されたほうが、原課も仕事しやすいと思います。

市としても、これ、あつてはあかんということなんですけども、数値的にはやっぱり回収できる額が増える可能性もあるということで、そのあたり、幹事会なり対策本部会議などで一定のルールをきめて、やっていけないでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）現実にやっておる部分もございまして、住宅新築資金貸付金等につきましては、議員ご指摘のとおり、そういう制度がありますので、現実に取り組んだケースもございます。

ただ、政策的にということになるわけなんですけども、徳政令で一律にというようなわけにはいきませんので、厳密に調査をした上で、基準に当てはまるものについては当然そういう形で今後も取り組んでいきたいと思っておりますし、基準について幹事会等というご指摘もありましたので、そこは国の基準、県の基準もございまして、それに当てはまるかどうかというところについては、きっちりとした調査の上で方針を出していきたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）お願いします。

実際、不納欠損で落とした分は、ほぼほぼ

基準にはまった分は落ちている、そういうふうになっているんですけれども、長期の分納誓約を結んだ分について、私もちょっと調べた限りでは、これいけるんちゃうのかなというのもありましたので、ぜひチェックのほうをしていただいて、本当にはまるのであればそういった処理も、これも結果的には債権整理になりますので、そのあたりもよろしくお願いいたします。

それと、延滞金とか遅延損害金が平成31年4月からの請求を目標にということで、今、先ほど答弁をいただいております。延滞金については今も条例で決まっておりますので、特に必要ないのかもしれないんですけれども、遅延損害金についてはやはり周知が必要であるというふうに考えております。

周知をするにつけて、どのタイミングで契約とするのかということも一つだと思っておりますけれども、今、現段階で方向性等が見えておるのであれば、教えていただきたいです。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）遅延損害金につきましては、民法のほうで規定はされておるんですけれども、市の債権管理条例のほうに改正という形でその部分を盛り込むことを現段階で考えております。

ということで、正式に決まるのがやっぱり条例の改正を可決いただいてからというふうになりますので、それ以降にそういった周知なりをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）平成31年4月という答弁を最初にもらったので、それ、逆算していったら12月ぐらいに出てくるのかなとなってしまいますので。ただ、準備等もあるし、もちろん条例改正、特に民法が改正されることで、今、上限5%から次3%に変わる。ただ、

遅延損害金については各自治体でパーセントは決めてもいいし、そのあたりの検討材料がかなりあると思いますので、平成31年4月目標というふうにおっしゃっていただいてありがたいんですけども、実際、間に合うのかなという心配もあります。ただ、ゴールを決めたということはやっていただけるというふうに信じておりますので、よろしく願いいたします。

それと、次が、債権回収マニュアルの研修とか、総合政策部長から答弁いただいておりますんですけども、これ、研修を定期的にされているのかな。研修会の実施とかもやっておられるということで聞いておたんですけども、そのあたり定期的に、人事異動等もありますし、担当者だけなのか課全体でやっているのか。債権回収対策室ができたので、そこから先は総務かもしれないんですけども、答弁が総合政策部長やったので、そのあたり、定期的に実施していただくっているのか。職員によってはまだあんまり理解されていない方もいるのかなというふうに見受けられたので、この質問をいたします。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）債権回収対策室ができてから、定期的にはやっております。一番最近が平成29年5月ということで、それ以外にも、先日来から遅延損害金と延滞金についての勉強会を債権回収対策室主催で実施しました。

それとまた、支払い督促のマニュアルについても作成する予定で現在作業を進めているところです。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）今、支払い督促という話が出たんですけども、やはり、特に私債権のほうで、今、債権回収マニュアルにある不納欠損にするための手段が適切に守られて

いるのかなと思ったら、何かちょっと調べさせてもらったらそうでもない。言葉は悪いかもしれないんですけども、これ事務的に処理していないかなというのがちょっといくつか見受けられました。

ただ、それ、個別の案件についてはちょっとあれなので、そこはきっちりと債権回収対策室のほうから改めて指導もしていただきたいですし、ただ時効が来たからというて、まず終わりではないと。もちろん、不納欠損をするために条例もありますけれども、ただ、そこへ至るまでにはこういう手段を踏んでください、こういう手段を踏んでくださいというのがあるんですけども、そのあたりが伝わっていないのかなと。

こういうことって場合によったら、下手に住民監査請求とか入ったらややこしいことになりますので、そこはやはりきっちりと伝えていっていただきたいというふうに考えておりますので、定期的に開催していただいておりますということなんですけれども、もっともっと詰めてやっていっていただきたいというふうに考えております。

支払い督促の話が出たところで、私はもう、今やったら移管したらという話もあったんですけども、今後のことを考えたらもう原課でできる方向を、マニュアルをつくってくださることなのでそのように考えてくれているのかなというふうに思うんですけども、もう担当課でやっていってもらうほうが仕事のにもいいのかなというふうには考えておるんですが、今後のことも含めて、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）現状でいいますと、移管があった部分についての法的措置は債権回収対策室がするというので、現状、支払い督促まで至ったケースは、先ほどの答弁で

もありましたように、ないんですけども、基本は債権回収対策室で実施するような形となっております。

それと、今後ですけども、今後につきましても、基本は新しい部署でというふうなことで考えておりますけれども、その体制等もありますので、原課で支払い督促をやるというようなケースも想定しております。そういうことでマニュアルもつくっておるんですけども、ただ、支払い督促につきましても、比較的簡単に異議申し立てができて訴訟に移行するというような欠点もありますので、そういうことも考えて、今後、どこの部署であるかについては、基本は新しい部署ですけども、考えていきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）支払い督促で、確におっしゃるのはわかるんですけども、あんまり大きい額って支払い督促しないと思うんです。上限ないから何ぼでもできるいうたらできるんですけども、恐らくやるとなったら、私債権、特に上水道であったり給食であったりと、今後そうなる可能性が高いと思うんですけども、そんな大きな額にならないと思うので。

確かに訴訟に至るケースは、訴訟というか、これやったら分納してくれよというような異議申し立てもある可能性もある。ただ、ちゃんと段階を踏んでいかないとあかんというところもあるので、そこはきちんと、まずは今の段階では指導のほう、債権回収対策室のほうから指導のほうをやっていただきたい。

特に、来年以降、新たな部署なのか係なのかかわからないんですけども、やはりその人員の問題もあって、もし仮にそこへどぱっと行ったら、とても対応できなくなるというこ

とも考えられますので、ここは原課のほうでやっていただくのがいいのかなというふうに思っております。

特に、今まで、これ先日も給食費で3件ほどあったかと思うんですけども、移管通知を出した段階でちゃんと納める方向になったというのも聞いております。ということは、そこも債権回収対策室ができた効果の一つです。回収額の多い少ないじゃなくて、原課でどれだけそういう動きができるか。ですから、次の係がどのように、部署がどのようになるかわからないんですけども、絶対こういうのが必要になってくるのかなと。

今の段階でも、やはり原課のほうでお願いしたいのは、もうきっちりと書類がそろっていて、ちゃんと段階踏んでいけるものについては、移管通知を出していただきたい。もちろん、金額の多い少ない、例えば、この金額やったら、これはやる労力に見合わないというのもあるかもしれないんですけども、せっかく債権回収対策室がある。もったもった債権回収対策室を使っていだかないと、せっかくできた債権回収対策室が何かこのまま尻すぼみで終わってしまうのもどうなのかなというふうに思いますので、そのあたりもよろしくお願いします。

ちょっとほんまはもっといろいろ聞きたいことあったんですけども、ちょっと聞きにくいこともいろいろ逆に見つけてしもうて、あとはちょっと原課と直でやらせてもらいますので、一般質問としてはこれで終わらせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、10時35分まで休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）